

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	予防接種(こども)関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西海市は、予防接種(こども)関係事務において特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

無し

## 評価実施機関名

西海市長

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	予防接種(こども)関係事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。            特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握            ②予防接種に関する接種履歴の記録            ③予防接種を受けたことで疾病にかかり障害の状態となった場合等の健康被害救済事務            ④情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
1. 予防接種情報ファイル 2. 宛名基本ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表14の項、126の項            番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2            番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)            番号法第19条第6号(ワクチン接種記録システム(VRS)上のデータを管理する事業者(委託先)への提供)</p>
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】            番号法第19条第8号に基づく主務省令の表 25の項、27の項、28の項、29の項、153の項            【情報提供の根拠】            番号法第19条第8号に基づく主務省令の表 25の項、26の項、153の項、154の項</p>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健福祉部 健康ほけん課
②所属長の役職名	課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	西海市 総務部 総務課 電話:0959-37-0011 住所:西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	西海市 総務部 総務課 電話:0959-37-0011 住所:西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照合を行うことを厳守している。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [    十分に行っている    ]
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [    十分である    ]
判断の根拠	ユーザー認証をパスワードと顔認証による2段階で行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月12日	0-1 ②事務の概要	予防接種法の一以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者の把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法の一以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種に関する接種履歴の記録 ③予防接種を受けたことで疾病にかかり障害の状態となった場合等の健康被害救済事務 ④情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う事務の見直しによる追加
令和2年1月12日	0-5 ②所属長	こども課長 山本 安幸	こども課長 渡山 康成	事後	特定個人情報保護評価書見直しに係る変更
令和2年1月12日	0-5 ②所属長の役職名	こども課長 渡山 康成	課長	事後	項目名の変更による変更
令和2年1月12日	Ⅱ-1 対象人員	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	対象者再確認による記載変更
令和2年1月12日	Ⅱ-1 対象人員	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
令和2年1月12日	Ⅱ-1 対象人員	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象者再確認による記載変更
令和2年3月11日	0-1 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種に関する接種履歴の記録 ③予防接種を受けたことで疾病にかかり障害の状態となった場合等の健康被害救済事務 ④情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種に関する接種履歴の記録 ③予防接種を受けたことで疾病にかかり障害の状態となった場合等の健康被害救済事務 ④情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	事前	「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」の追加による変更
令和2年3月11日	0-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番10	番号法第9条第1項 別表第一 項番10、93-2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第1条の2	事前	「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」の追加による変更
令和2年3月11日	0-4 ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、予防接種法施行規則第10条第1項(第二における情報開示の制限) 項番17、18、19 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二における情報開示及び情報照会の根拠として各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める各条項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 項番16-2、17、18、19、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第18条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 項番16-2、16-3、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3の2、第59条の2	事前	「新型コロナウイルス等対策特別措置法による情報開示に関する情報」の追加による変更
令和2年3月11日	Ⅳ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託「する」	委託「しない」	事前	特定個人情報保護評価書の再実施及び見直しに伴う変更
令和2年3月21日	0-1 ②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種に関する接種履歴の記録 ③予防接種を受けたことで疾病にかかり障害の状態となった場合等の健康被害救済事務 ④情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種に関する接種履歴の記録 ③予防接種を受けたことで疾病にかかり障害の状態となった場合等の健康被害救済事務 ④情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務関係 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び実施した接種券の記録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他機関へ接種記録の提供を行う。	事後	
令和2年3月21日	0-1 ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、図体内統合宛名システム	健康管理システム、中間サーバー、図体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和2年3月21日	0-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番10、93-2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第1条の2	番号法第9条第1項 別表第一 項番10、93-2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第1条の2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(ワクチン接種記録システム(VRS)上のデータを管理する事業者(委託先)への提供)	事後	
令和2年3月21日	0-5 ①部署	保健福祉部 こども課	保健福祉部 こども課及び健康ほけん課	事後	
令和2年3月21日	Ⅳ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和2年3月29日	0-1 ②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種に関する接種履歴の記録 ③予防接種を受けたことで疾病にかかり障害の状態となった場合等の健康被害救済事務 ④情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種に関する接種履歴の記録 ③予防接種を受けたことで疾病にかかり障害の状態となった場合等の健康被害救済事務 ④情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	事前	
令和2年3月29日	0-1 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	文言変更
令和2年3月29日	0-3 法令上の根拠	番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(ワクチン接種記録システム(VRS)上のデータを管理する事業者(委託先)への提供)	番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(ワクチン接種記録システム(VRS)上のデータを管理する事業者(委託先)への提供)	事後	号ずれ対応
令和2年3月29日	0-4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 項番16-2、17、18、19、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第18条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 項番16-2、16-3、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3の2、第59条の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 項番16-2、17、18、19、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第18条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 項番16-2、16-3、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3の2、第59条の2	事後	号ずれ対応
令和2年3月21日	0-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番10、93-2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令	番号法第9条第1項 別表14の項、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令	事後	
令和2年3月21日	0-5 ①部署	保健福祉部 こども課及び健康ほけん課	保健福祉部 健康ほけん課	事後	
令和2年3月21日	0-4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 項番16-2、17、18、19、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第18条の2、第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 項番16-2、16-3、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3の2、第59条の2	【情報照会の根拠】 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令の表 25の項、27の項、28の項、29の項、153の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令の表 25の項、26の項、153の項、154の項	事後	